



男女共同参画に関する 最近の動向

2020年10月

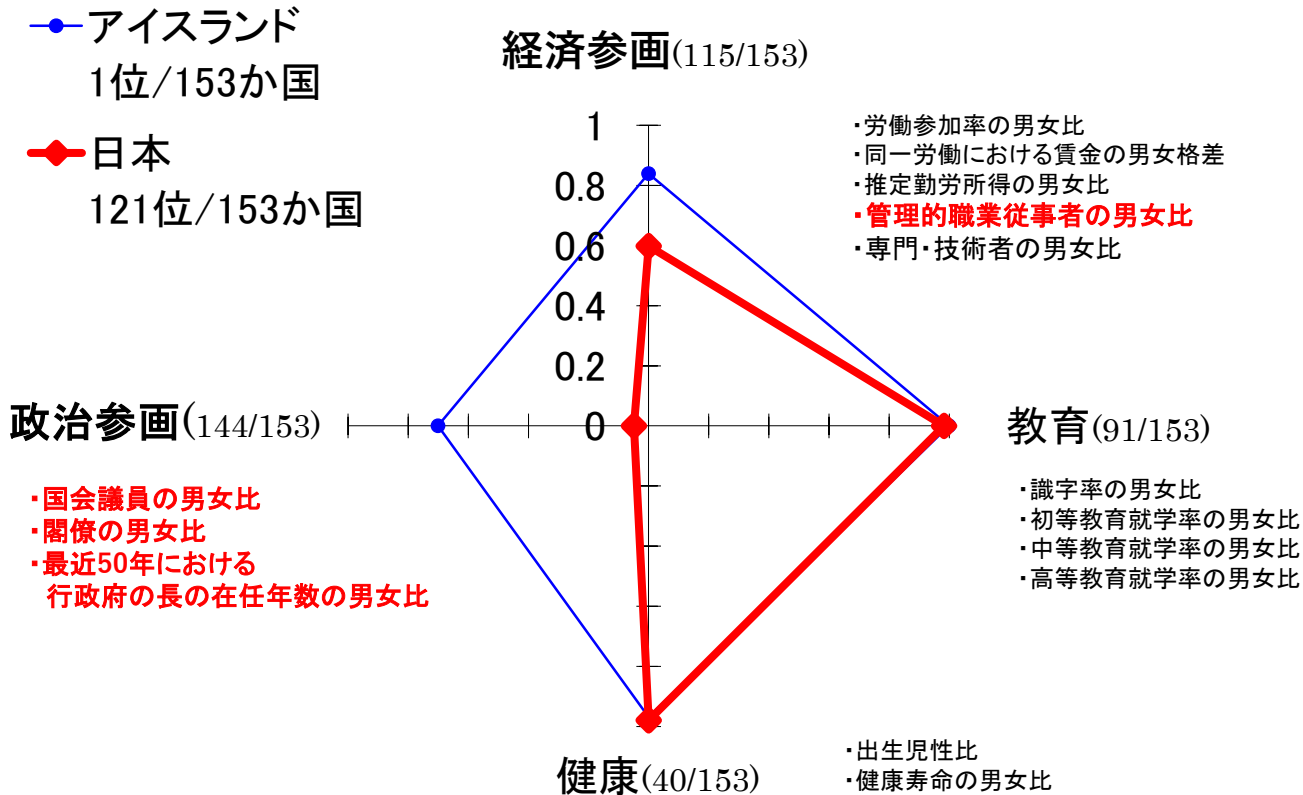
内閣府男女共同参画局

ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI: Gender Gap Index)

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が、男女間の格差を、健康、教育、政治、経済の4分野の指標を用いて測定し、毎年公表。指数は、0が男女の完全不平等、1が完全平等を示す。

ジェンダー・ギャップ指数 2020 : 153か国中 121位



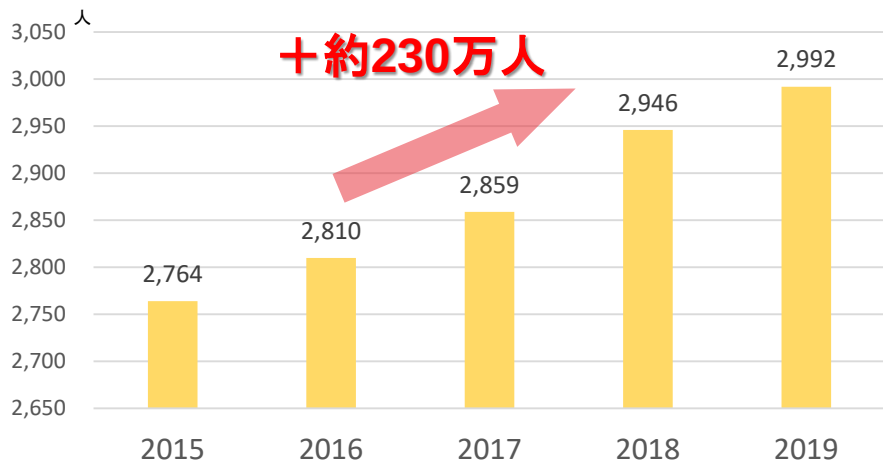
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	アメリカ	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

(備考1) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」(2019年12月)より作成

(備考2) スコアが低い項目は赤字で記載

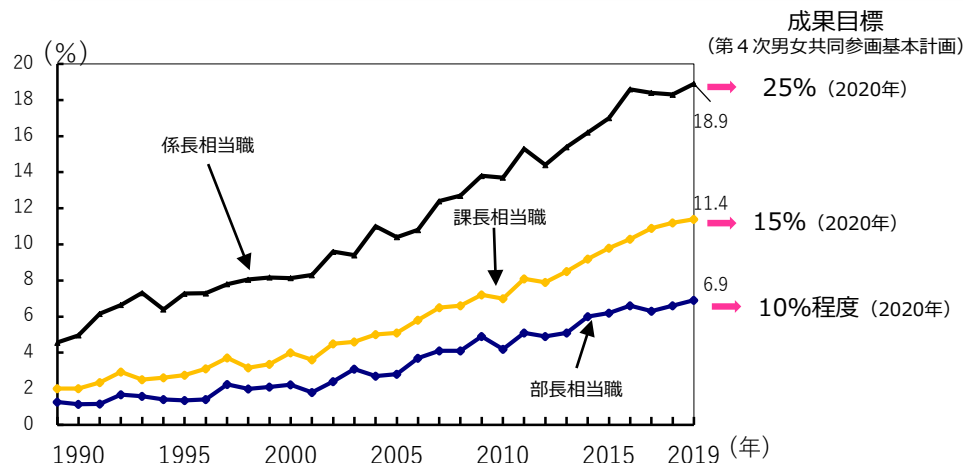
民間企業 管理職相当の女性割合の推移

女性就業者数は、5年間(2015～19年)で約230万人増加。



(出典) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。 2. 2011年の就業者数は、総務省が補完的に推計した値。

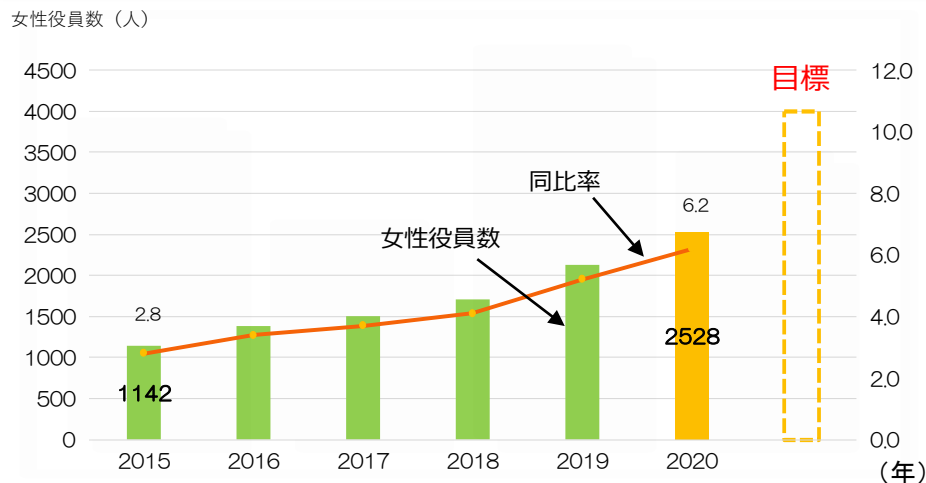
部長、課長、係長に就く女性割合は着実に伸びている。



(備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。 3. 管理職の定義について、部長級、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上かとなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のものか、課長級、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上かとなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のものか。

女性役員数の推移

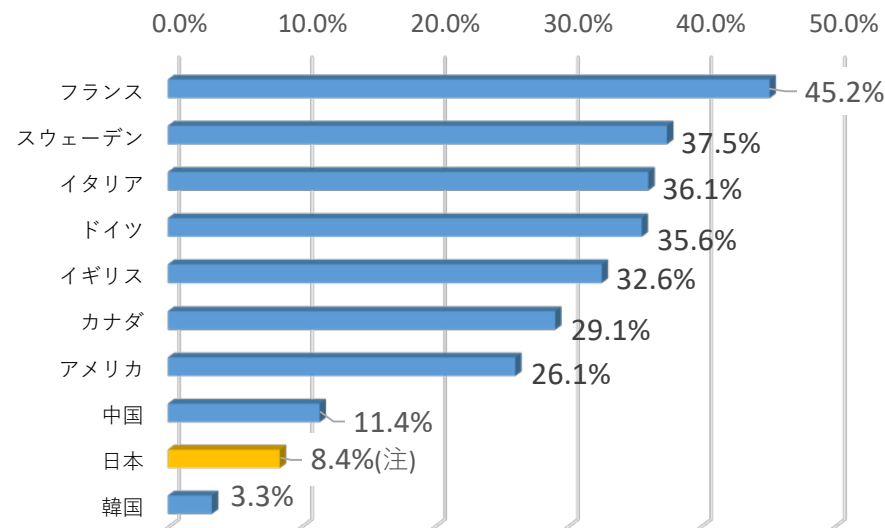
上場企業の女性役員数は、5年間(2015-20年)で約2.2倍に増加。



出典：東洋經濟新報社「役員四季報」

(注)：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。
「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

諸外国の女性役員割合

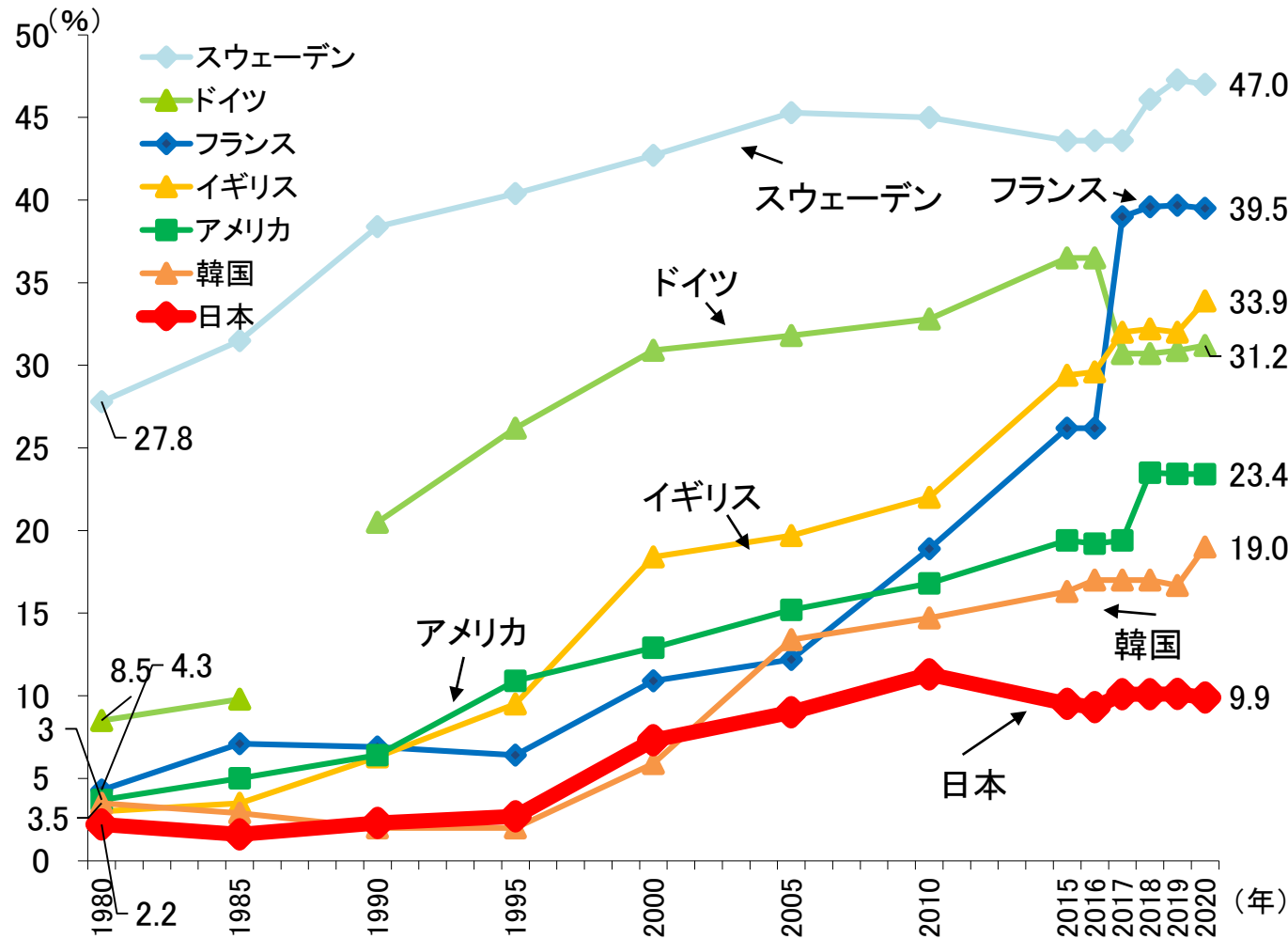


(出典)OECD” Social and Welfare Statistics” 2019年の値。

※ EUIは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2700社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。
(注)第4次男女共同参画基本計画における上場企業役員に占める女性の割合に関する成果目標は、東洋経済新報社「役員四季報」より算出。(2019年7月時点の全上場企業役員に占める女性の割合は、5.2%)

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

日本の国会議員に占める女性割合は上昇傾向にあるものの、諸外国との格差は大きい。



(2020年10月1日現在)

国名	順位	割合	クオータ制の状況
スウェーデン	7	47.0	政党による 自発的なクオータ制
フランス	25	39.5	法的候補者クオータ制 政党による自発的なクオータ制
イギリス	39	33.9	政党による 自発的なクオータ制
ドイツ	48	31.2	政党による 自発的なクオータ制
アメリカ	87	23.4	-
韓国	119	19.0	法的候補者クオータ制
日本	167	9.9	-

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

(参考)

下院又は一院制議会の女性割合の
世界平均は25.2%(上院は24.5%)

※2020年10月現在

出典 IPU資料より

(2020年10月5日閲覧)

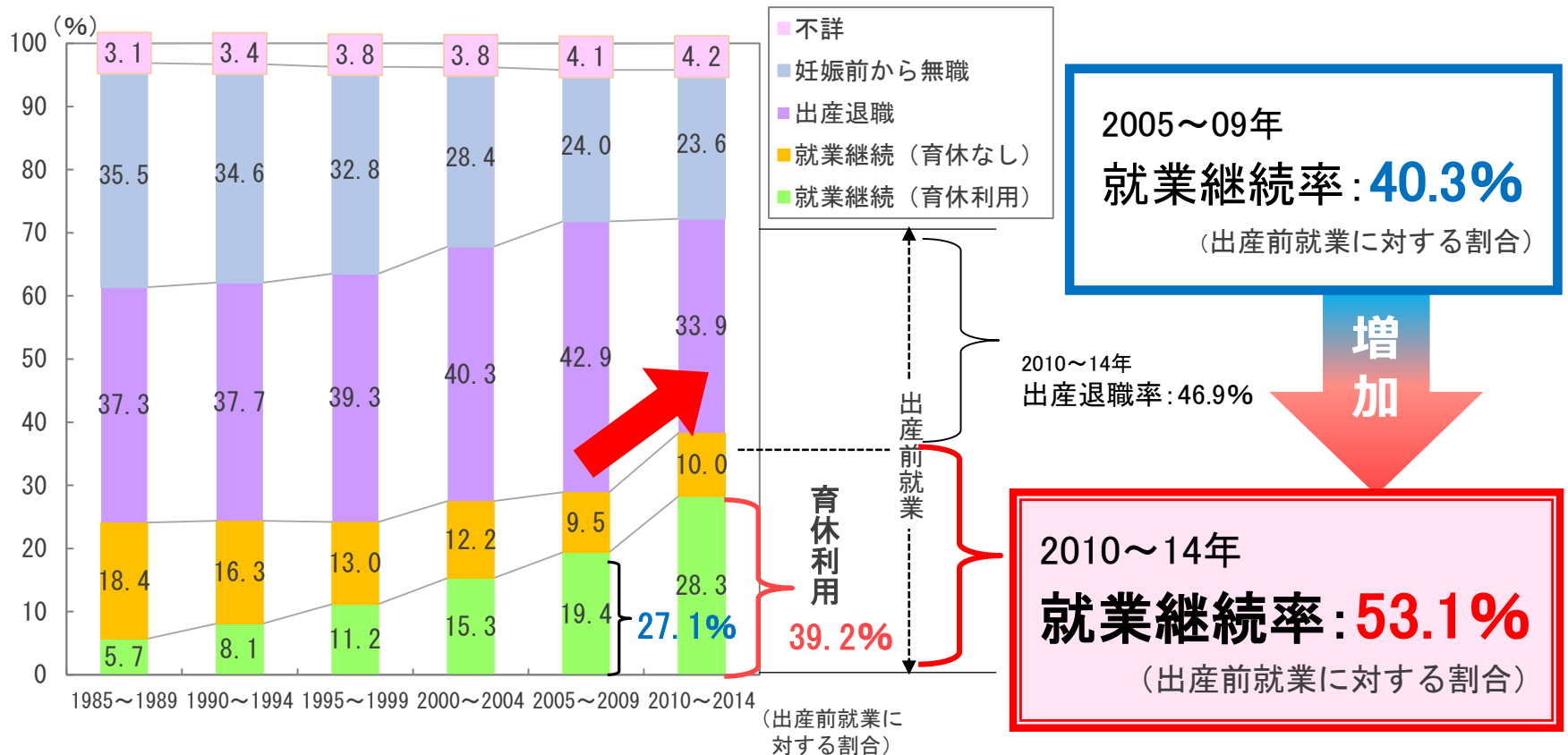
(備考) 1. IPU資料より作成。調査対象国は2020年10月現在190カ国。

2. 下院又は一院制議会における女性議員割合。

3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

子どもの出生年別 第1子出産前後の妻の就業継続率

40%前後で推移していた第1子出産後の就業継続率は近年高まっている。



成果目標 (第4次男女共同参画基本計画) : 55%(2020年)

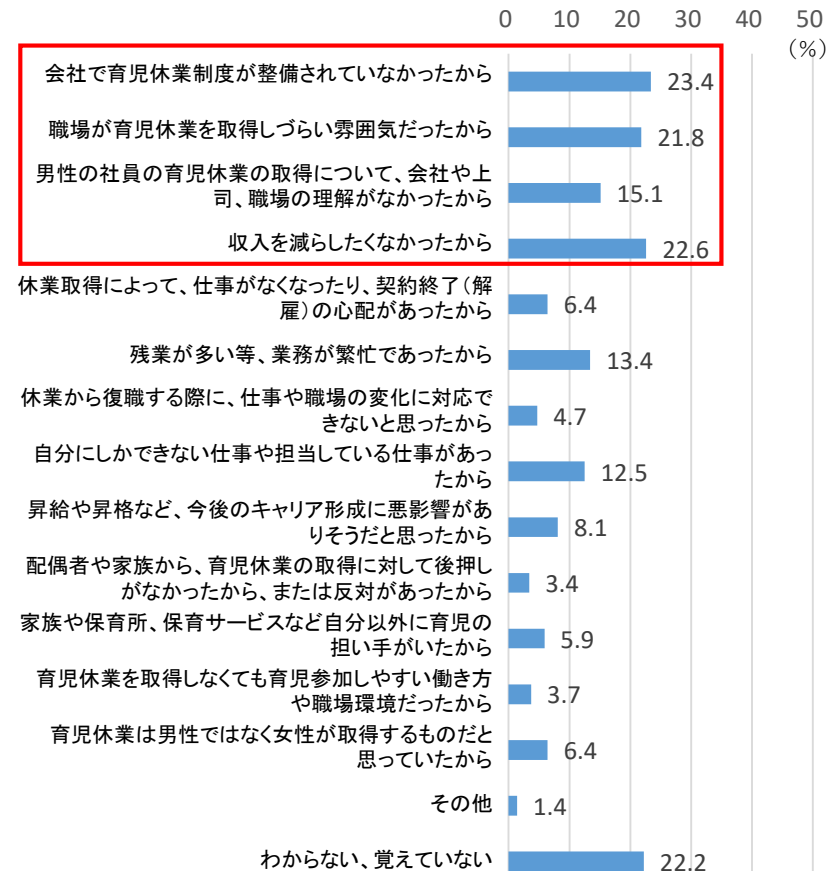
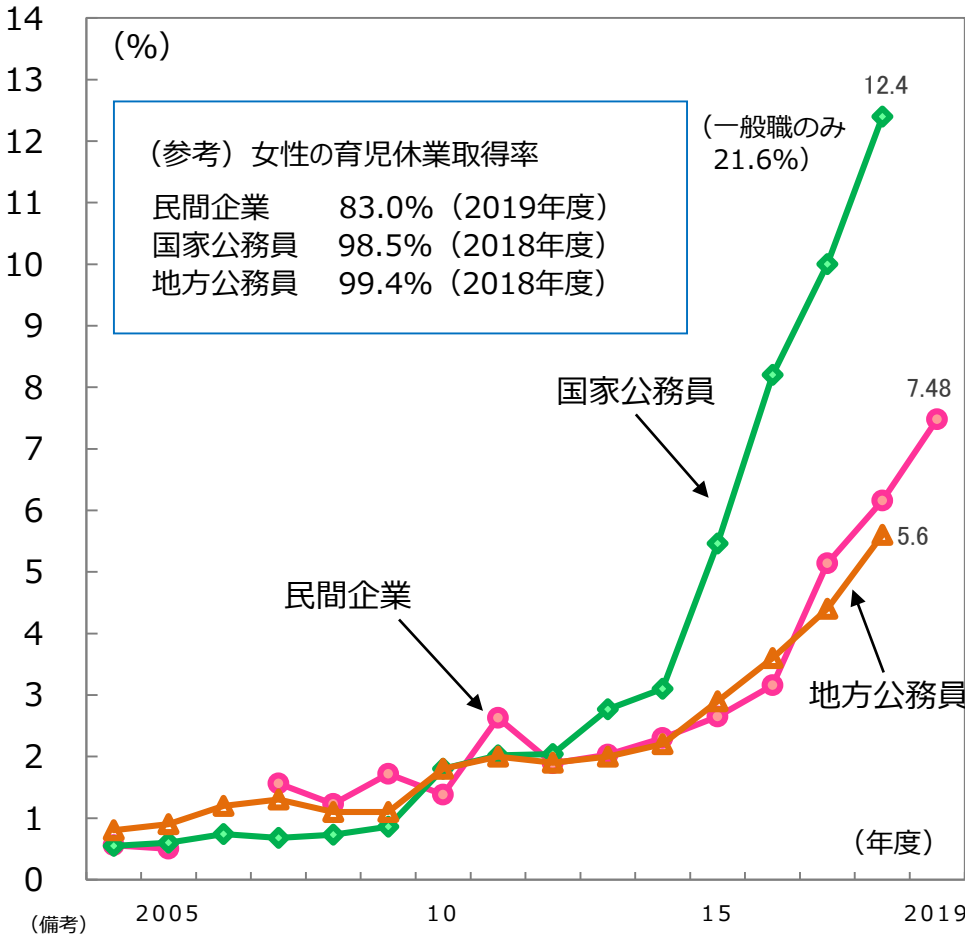
(備考)

- 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査 (夫婦調査)」により作成。
 - 対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦。第12回～第15回調査の夫婦を合わせて集計した (客体数 12,719)。
 - 就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化を見たもの。
- ※ 就業継続率は、出産前に就業していた者 (「出産前就業」) のうち「就業継続 (育休なし)」 + 「就業継続 (育休利用)」の占める割合。

男性の育児休業

民間企業の男性育児休業取得率は、7.48%にとどまる。

(男性正社員が育児休業を取得しなかった理由)



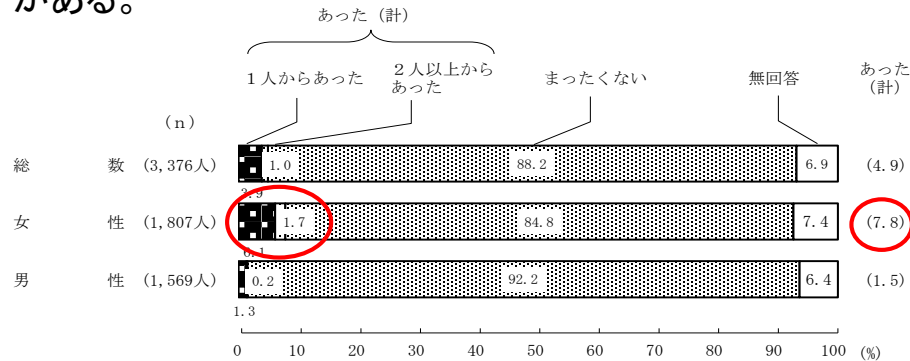
(備考)

- 厚生労働省委託事業「平成30年度仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業 労働者調査 結果の概要」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)より作成。
- 未子妊娠時・男性(正社員) n=641、複数回答。

女性に対する暴力

無理やりに性交等された被害経験の有無

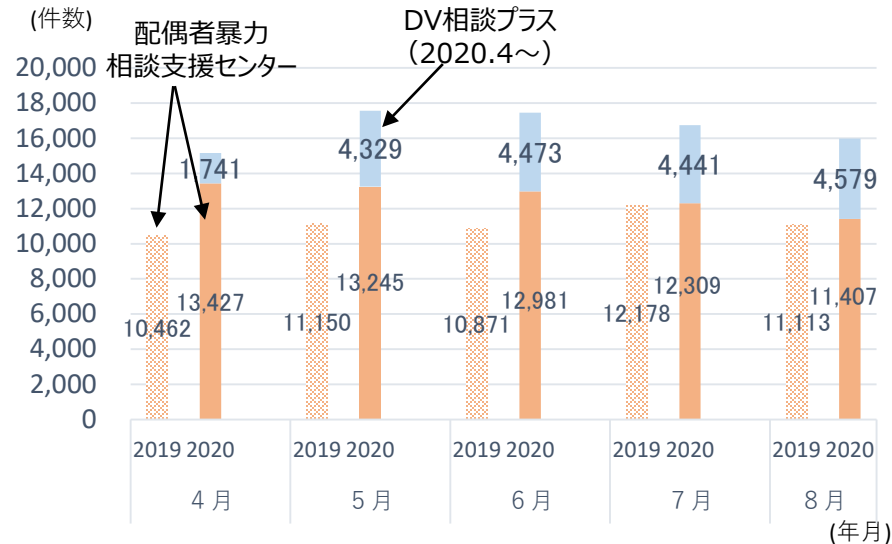
女性の約13人に1人は、無理やりに性交等された経験がある。



(出典)内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

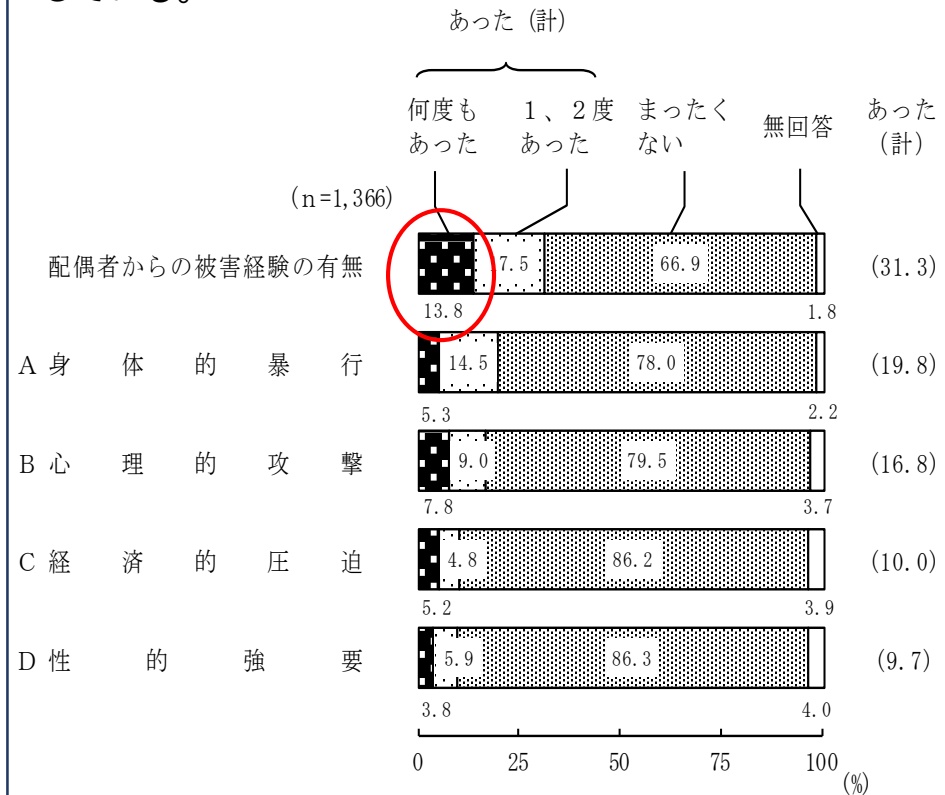
コロナ禍によるDV相談件数の増加(対前年同月)

5月、6月は相談件数が前年同月の1.6倍。



配偶者からの暴力の被害経験

女性の約7人に1人は、配偶者からの暴力を何度も経験している。



(出典)内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

※配偶者：婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)を含む。

(出典)内閣府男女共同参画局調べ

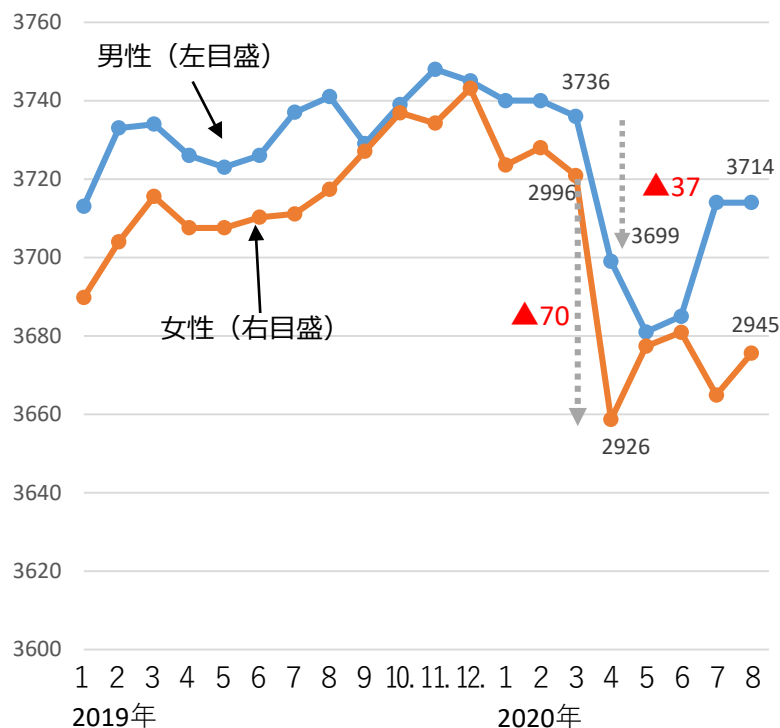
※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、9月1日時点の暫定値

コロナ下の女性の就業への影響

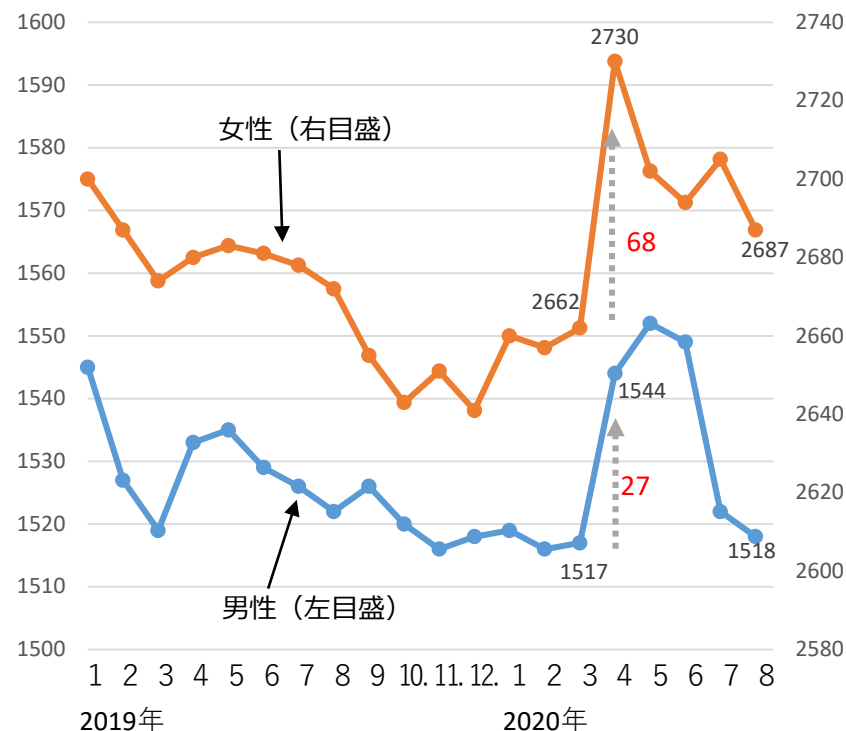
- ・女性の就業者数は、4月に対前月で男性の約2倍の70万人減少(男性は37万人減少)(季節調整値。以下同じ)、女性の非労働力人口(※)は、68万人増加(男性は27万人増加)している。
- ・その後、非労働力人口は減少、就業者数は増加の動きがみられるものの、コロナ前に比べると依然として厳しい水準にある。

(※)非労働力人口:15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

就業者数 (万人)



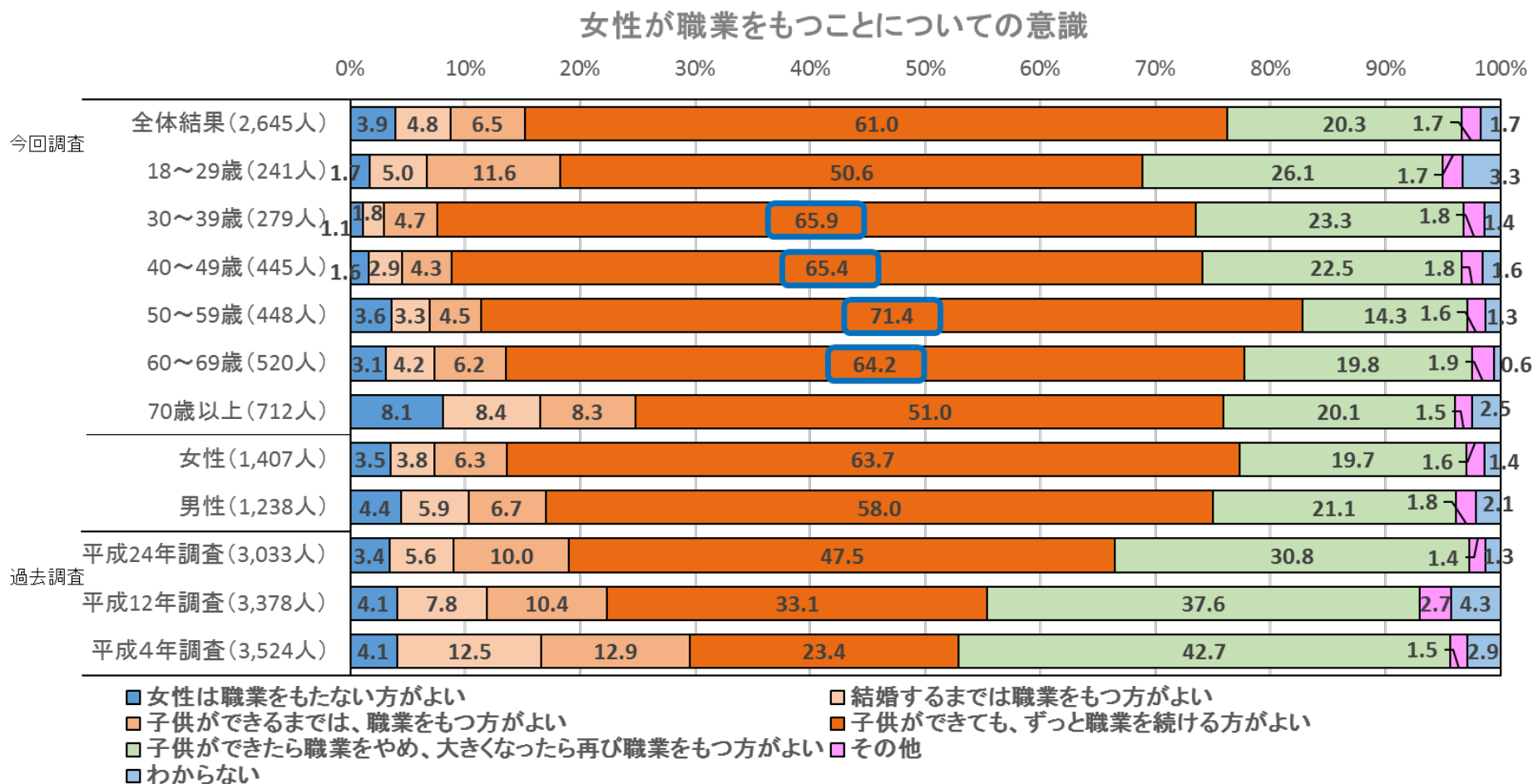
非労働力人口 (万人)



男女共同参画社会に関する世論調査

○女性が職業をもつことに対する意識

➤ 「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と思う人が、30～60歳代では6～7割。



出典：内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年9月調査）」